**知財様式1**

専　用　実　施　権　等　設　定　承　認　申　請　書

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　殿

所在地

機関名

役職名

契約担当者名

業務の題目

令和〇年度次世代科学技術チャレンジプログラム

「企画名」

本件業務の成果に係る知的財産権について、専用実施権等を設定したく下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 知的財産権の種類 |  |
| 発明等の名称 |  |
| 設定登録番号又は出願番号等 |  |
| 専用実施権等の範囲  （地域・期間・内容） |  |
| 設定を受ける者の名称 |  |
| 承認を受ける理由 | 以下のいずれかの番号に〇を付ける（複数可）とともに、その具体的な理由を下欄に記載する。  1．実質的に日本国内において生産されるとみなされるため  2．専用実施権等の設定を受ける者が、実質上同じ組織にあるとみなせるため  3．国内でのライセンス先を探すにあたって、合理的な努力を行ったが、ライセンス先が見つからなかったため  4．国内で製造することが商業的に困難であるため  5．当該技術が日本国内で製造されなかったときにおいても、当該ライセンスにより我が国に利益がもたらされるため |
| （具体的な理由）  《注意事項参照》 |
| 特記事項 |  |

以上

（注意事項）

具体的な理由については、以下の要領に従って記載してください。

（1）理由が1の場合

これは、当該物が販売、使用または貸渡しされる場合において、国内で販売、使用または貸渡しされる物（専用実施権等の設定の対象における物）の総量の何パーセントが、国内で生産されているかを説明する。

なお、この割合がおおむね90パーセント以上である場合は、「日本国内において生産されている」と解されるので、そもそも本申請を行う必要がない。一方、国内で生産される割合が低い（おおむね50パーセント未満の）場合には、下記理由（5）に掲げられている観点等を用いて、我が国利益に資することを説明できることが望ましい。

（2）理由が2の場合

以下のいずれかの場合に該当することを説明する。

○親会社と子会社※との関係である場合。

○大学・公的研究機関と、当該大学・公的研究機関の技術を第三者へ移転する技術移転機関（自己実施をしない機関に限る。）との関係である場合。

※親会社とは、他の株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式または他の有限会社の資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社をいい、子会社は、当該他の株式会社または有限会社をいう。

（3）理由が3の場合

以下の観点を適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

○コンタクトを取った会社数

○当該会社にライセンスすべくコンタクトを取った方法

○相手側に示したライセンス条件

○海外で製造するとした企業と国内で製造するとした企業でのライセンス条件の比較　○相手側企業の反応状況

（4）理由が4の場合

以下の観点を適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

○商業ベースでの国内での製造の実現可能性を困難とさせている要因は何か（海外と国内での製造のコスト比較等）

○日本国内で製造しようとした場合、どのような問題が生じるか（当該製品の市場化がどの程度遅れるか、それ以外にどのような問題が生じるのか）そのために、当該製品の我が国および海外への製品供給を通じ、我が国の利益にどのような影響を与えるか

○海外での製造が必要とされている状況は何か（同様の技術等をめぐる世界市場の動向、法制上、自然条件上の制約等）

○申請者自身が国内で製造する能力を有しているか、当該申請者が国内で製造しようと努力したか（立地場所の検討、関係者との契約の検討等）

（5）理由が5の場合

以下の観点を適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

○当該技術等が我が国において製造されない（当該技術が物を製造するものではない場合も含む。）ことによって、我が国にどのようなメリット・デメリットがあるか

○当該予算・開発の目的等に照らして、我が国の利益の増進にどのように寄与するか

○我が国における工場・設備への直接的・間接的投資に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか

○国内の新たな雇用の創出、高レベルの雇用の創出、国内熟練基盤の強化に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか

○国内における技術等の開発力の向上に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか

○ライセンスによるロイヤリティ収入も含めた対外収支に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか

○クロスライセンス、サブライセンス、再譲渡条項等のライセンス方式において日本の利益を最大化する努力がどのように行われるか

**（記入要領）**

提出日をご記入ください。

**知的様式1**

専　用　実　施　権　等　設　定　承　認　申　請　書

令和7年3月20日

国立研究開発法人科学技術振興機構　殿

所在地　科学県科学技術市技術1丁目1番地1号

機関名　科学技術大学

**（記入要領）**

申請対象プログラムの年度と企画名をご記入ください。

役職名　学長

契約担当者名　科学　太郎

**（記入要領）**

公印を省略して提出する場合には、機関の

規定に則ってください。

（＜公印省略＞と記載するなど）

業務の題目

令和○年度次世代科学技術チャレンジプログラム

「輝く未来で活躍する理系人材育成プロジェクト」

本件業務の成果に係る知的財産権について、専用実施権等を設定したく下記のとおり申請します。

**（記入要領）**

特許権、実用新案権、意匠権等、該当するものを記載してください。

記

**（記入要領）**

名称などの記載については、特許の明細書等にて確認の上、ご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 知的財産権の種類 | 特許権 |
| 発明等の名称 | ○○○○○の設計法 |
| 設定登録番号又は出願番号等 | 特願2022－123456789  **（記入要領）**  設定先が複数ある場合は、すべてについて記入してください。 |
| 専用実施権等の範囲  （地域・期間・内容） |  |
| 設定を受ける者の名称 |  |
| 承認を受ける理由 | 以下のいずれかの番号に〇を付ける（複数可）とともに、その具体的な理由を下欄に記載する。  1．実質的に日本国内において生産されるとみなされるため  2．専用実施権等の設定を受ける者が、実質上同じ組織にあるとみなせるため  3．国内でのライセンス先を探すにあたって、合理的な努力を行ったが、ライセンス先が見つからなかったため  4．国内で製造することが商業的に困難であるため  5．当該技術が日本国内で製造されなかったときにおいても、当該ライセンスにより我が国に利益がもたらされるため |
| （具体的な理由）  **（記入要領）**  後述の注意事項を参照してご記入ください。  《注意事項参照》 |
| 特記事項 |  |

以上

（注意事項）

具体的な理由については、以下の要領に従って記載してください。

（1）理由が1の場合

これは、当該物が販売、使用または貸渡しされる場合において、国内で販売、使用または貸渡しされる物（専用実施権等の設定の対象における物）の総量の何パーセントが、国内で生産されているかを説明する。

なお、この割合がおおむね90パーセント以上である場合は、「日本国内において生産されている」と解されるので、そもそも本申請を行う必要がない。一方、国内で生産される割合が低い（おおむね50パーセント未満の）場合には、下記理由（5）に掲げられている観点等を用いて、我が国利益に資することを説明できることが望ましい。

（2）理由が2の場合

以下のいずれかの場合に該当することを説明する。

○親会社と子会社※との関係である場合。

○大学・公的研究機関と、当該大学・公的研究機関の技術を第三者へ移転する技術移転機関（自己実施をしない機関に限る。）との関係である場合。

※親会社とは、他の株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式または他の有限会社の資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社をいい、子会社は、当該他の株式会社または有限会社をいう。

（3）理由が3の場合

以下の観点を適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

○コンタクトを取った会社数

○当該会社にライセンスすべくコンタクトを取った方法

○相手側に示したライセンス条件

○海外で製造するとした企業と国内で製造するとした企業でのライセンス条件の比較　○相手側企業の反応状況

（4）理由が4の場合

以下の観点を適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

○商業ベースでの国内での製造の実現可能性を困難とさせている要因は何か（海外と国内での製造のコスト比較等）

○日本国内で製造しようとした場合、どのような問題が生じるか（当該製品の市場化がどの程度遅れるか、それ以外にどのような問題が生じるのか）そのために、当該製品の我が国および海外への製品供給を通じ、我が国の利益にどのような影響を与えるか

○海外での製造が必要とされている状況は何か（同様の技術等をめぐる世界市場の動向、法制上、自然条件上の制約等）

○申請者自身が国内で製造する能力を有しているか、当該申請者が国内で製造しようと努力したか（立地場所の検討、関係者との契約の検討等）

（5）理由が5の場合

以下の観点を適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

○当該技術等が我が国において製造されない（当該技術が物を製造するものではない場合も含む。）ことによって、我が国にどのようなメリット・デメリットがあるか

○当該予算・開発の目的等に照らして、我が国の利益の増進にどのように寄与するか

○我が国における工場・設備への直接的・間接的投資に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか

○国内の新たな雇用の創出、高レベルの雇用の創出、国内熟練基盤の強化に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか

○国内における技術等の開発力の向上に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか

○ライセンスによるロイヤリティ収入も含めた対外収支に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか

○クロスライセンス、サブライセンス、再譲渡条項等のライセンス方式において日本の利益を最大化する努力がどのように行われるか